

職場改善推進活動表彰実施要領

制 定 平成 27 年 6 月 25 日

1 趣 旨

この要領は、「職場改善推進活動表彰要綱」に基づき、職員表彰の実施に際し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

本組合職員とする。(構成市から派遣されている職員及び再任用職員を含む)

3 表彰の単位

表彰は、職場または職場のグループを単位として実施する。

4 表彰区分

表彰区分は次の3つとする。なお、表彰は表彰区分ごとに1件とする。

- (1) 最優秀賞
- (2) 特別賞
- (3) 地域貢献活動賞

5 表彰基準

表彰基準は次のとおりとする。

区分	基準
最優秀賞 特別賞	次の①～③の条件を満たすもの ① 職場の活性化、職場風土改革を推進する取組み ② 職場単位または職場のグループでの取組みで継続して、取り組んでいるもの (業務改善に関しては、改善を実行した前後で効果があれば継続性は問わない) ③ 取組みや仕組みが他の模範となるもの
地域貢献活動賞	次の①～④の条件を満たすもの ① 地域との連携、地域に貢献するボランティア活動であること ② 地域からの信頼や組織のイメージの向上に寄与するもの ③ 職場単位または職場のグループでの取組みで継続して、取り組んでいるもの ④ 取組みや仕組みが他の模範となるもの